

北海道がん対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 北海道がん対策推進計画に基づき、本道におけるがん対策を実効あるものとして総合的に展開するにあたり、関係者からの提言をがん対策に反映させるため、「北海道がん対策推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 北海道がん対策推進計画に掲げる施策の推進に関すること
- (2) 北海道がん対策推進計画を推進するための主な取組の進行管理に関すること
- (3) その他本道のがん対策の推進に関して必要と認められること

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。ただし、特定の事項を協議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 委員及び特別委員(以下「委員等」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) がん患者及びその家族又は遺族の代表者
- (2) がん医療従事者
- (3) 学識経験者
- (4) その他がん対策に関わりのある者

(委員等の任期)

第4条 委員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 特別委員は、当該事項に関する協議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選した者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があるときは会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第6条の2 協議会に、特定の事項を協議するため必要があるときは、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、会長が指名する委員等で構成する。
- 3 ワーキンググループに、委員等の互選により座長を置く。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、北海道保健福祉部健康安全局において処理する。

(会長への委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月7日から施行する。